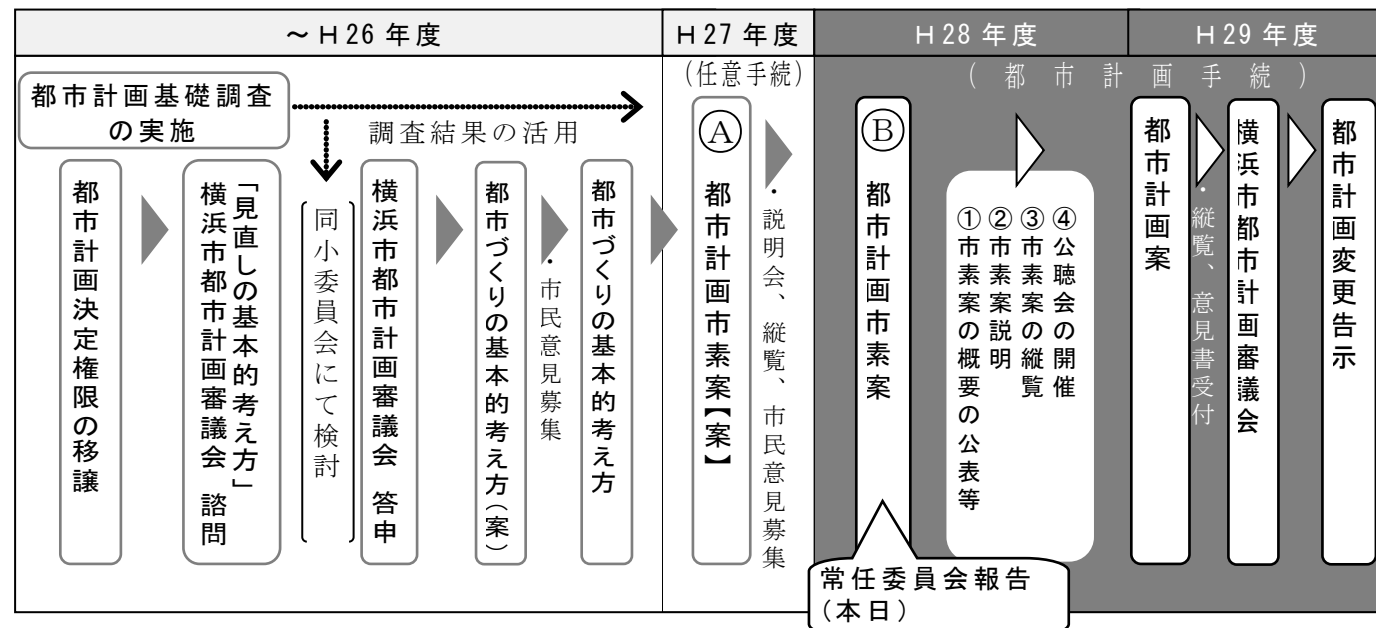


整開保等及び線引きの全市見直しについて ～今後の都市計画手続～

- 市街化区域と市街化調整区域を区分する線引きと、線引きの上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる整開保）等については、昭和 45 年に当初決定して以来、概ね 6～7 年ごとに今まで計 6 回の全市見直しを行ってきました。
- 今回の第 7 回の線引き全市見直しに際しては、平成 23 年及び 26 年の都市計画法改正により、都市計画に関する権限が神奈川県から本市に移譲され、本市が主体的に見直しを進めています。
- この度、都市計画市素案を作成しましたので、今後、説明会等都市計画手続を行います。

1 全市見直しの流れ（図）



2 ②市素案の作成にあたって

平成 27 年 11 月から 12 月にかけて実施した市民意見募集で市素案【案】（図中 A）に対して頂いた意見（691 通 813 件）等を参考に、土地利用の状況等を精査し、市素案（図中 B）を作成しました。

なお、頂いた意見及び市の考え方については、市素案の縦覧開始日（平成 28 年 10 月 25 日）以降に都市計画課ホームページに公表する予定です。

3 ①市素案【案】から②市素案への主な修正ポイント

- 樹林地・農地と判断し、区域の一部を市街化調整区域のままとしたもの
6 地区 約 5 ヘクタール
 - 都市的土地利用と判断し、市街化区域へ編入することとしたもの
17 地区 約 5.5 ヘクタール
 - まちづくりの検討が開始された為、今回見直しを留保したもの
1 地区 約 13 ヘクタール
- ※その他、境界線の区域設定の精査により変更したものや用途地域等を変更したものがあ
ります。

4 ②市素案の概要（別添リーフレット参照）

(1) 市街化調整区域から市街化区域への編入

① 市街化区域への編入を行う必要がある区域

既に市街化区域と同様に市街化している区域
⇒132 地区 約 489 ヘクタール

② 市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

鉄道駅・インターチェンジ周辺などで戦略的・計画的な土地利用を進める区域
川和町駅周辺西地区、川向町南耕地地区、恩田駅南地区、中区南本牧ふ頭地区
⇒4 地区 約 115 ヘクタール

③ 市街化区域への編入を行うことが考えられる区域

土地所有者等による地域特性を踏まえた魅力あるまちづくりが行われる区域
栄上郷町猿田地区
⇒1 地区 約 9.5 ヘクタール

(2) 市街化区域から市街化調整区域への編入（逆線引き）

⇒1 地区 約 0.1 ヘクタール

(3) 事務的な変更

区域境界の整形化等やその他、地形地物の変更等に伴う事務的変更

約 200 地区の変更 市街化区域面積 約 624 ヘクタール増
（市素案【案】時点では、市街化区域面積約 637 ヘクタール増）

5 今後の予定

① 市素案の概要の公表及び説明会のお知らせ

- ・平成 28 年 9 月 12 日（本日）に、市素案の概要版リーフレットをホームページで公表し、9 月末より PR ボックス等への配架、変更対象区域の各戸への配布や地権者への郵送を行います。
- ・市素案の概要及び説明会のお知らせを広報よこはま平成 28 年 10 月号へ掲載します。

② 市素案説明会

【整開保等及び線引きの全市見直しの概要について】

- ・平成 28 年 10 月 24 日から 11 月 4 日にかけて説明会を市内各所で 10 回開催します。

【線引き見直し等と同時に地区計画や土地地区画整理事業の決定を行う案件について】

- ・川和町駅周辺西、川向町南耕地、恩田駅南、栄上郷町猿田、泉ゆめが丘の各地区については、関連して決定する内容と合わせて説明会を開催します。

③ 市素案の縦覧

- ・平成 28 年 10 月 25 日に市素案をホームページで公表し、都市計画課窓口及び区役所にて図書（2500 分の 1 の図面等）の縦覧及び閲覧を行います。
- ・市素案の縦覧（閲覧）期間は、平成 28 年 10 月 25 日から 11 月 22 日までです。

④ 公聴会の開催

- ・縦覧期間中に公述申出があった場合、平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月にかけて案件ごとに公聴会を開催します。

○その後、所定の手続を経て、平成 29 年度末の都市計画変更告示を想定しています。